

令和6年度南河内地区ニホンジカ被害対策実施業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、ニホンジカ（以下、「シカ」という。）の侵入初期地域である南河内地区において、ニホンジカによる被害対策に向けた新たな体制を整備することを目的に「令和6年度南河内地区ニホンジカ被害対策実施業務」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

令和6年度南河内地区ニホンジカ被害対策実施業務

(1) 業務の趣旨・目的

近年、大阪府南部地域において、シカの目撃等の情報が増加しており、地域への定着により新たな農林業被害の発生が危惧されている。当該地域においては、これまでシカが生息していなかったため、シカの被害防除対策が進んでおらず、捕獲技術等といった新たな技術付与の整備が求められている。

このため、本業務では、センサーカメラ調査でシカの生息状況を把握するとともに、この調査の結果を踏まえ、地域の関係者（市、猟友会、農林業団体等）と協議しながら捕獲技術等の被害対策に向けた新たな体制の整備を図るものである。

(2) 業務概要

○業務場所

河内長野市小深地内ほか

○業務内容

(1) 生息状況調査

(ア) センサーカメラ調査

- 1) 大阪府動物愛護畜産課が設置している既設センサーカメラ（19基：【位置図】参照）の設定条件の点検及びデータ回収及び電池交換等の保守管理を行う。なお、別途地権者との交渉が必要になるが、独自にセンサーカメラを設置することは妨げない。

(イ) 生息状況等の解析

- 1) 上記（ア）のセンサーカメラによる撮影結果（既往調査結果を含む）及び下記（2）の（イ）の捕獲実績等により、当該地域におけるシカの生息状況及び行動域等を分析する。
- 2) 調査の実施に当たっては、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターと協力し、実施する。

(2) シカ被害対策の体制整備

(ア) シカ被害対策検討会議の運営

- 1) 地域の関係者（市、猟友会、農林業団体等）によるシカ被害対策に係る検討会議を開催し、会議を運営する。
- 2) 当該会議においては、被害対策にかかる方針について提案を行い、地域の関係者の意見を踏まえ、被害対策方針を策定する。
- 3) 被害対策方針に基づく対策の実施状況については、検討会議の場で報告を行う。
- 4) 検討会議は3回程度開催する。

(イ) 試行的捕獲の実施

上記（ア）で策定した被害対策方針に基づき、以下のとおりシカの捕獲を実施する。

- 1) わなで捕獲すること（原則として、銃猟は禁止。ただし、止めさしで銃を使用することは妨げない）。
- 2) 誘引餌を活用し、人の利用頻度が低く安全性を担保する箇所を選定して捕獲を実施すること。
- 3) 捕獲作業（わなの点検、給餌、止めさし、わな再設置等）として30日以上（事前誘引日を含む）、捕獲従事者が述べ60人日以上出役すること。
- 4) 捕獲実施区域は、【位置図】で定める区域とし、上記（1）生息状況調査の結果を踏まえ、わなの設置場所を決定すること。
- 5) 捕獲実施期間は、上記（1）生息状況調査の結果等を踏まえ、決定すること。
- 6) 捕獲目標は、10頭程度とする。目標頭数に達しても、監督職員と協議の上、上記に記載している述べ人日数を満たすまで捕獲作業を継続すること。なお、目標頭数を満たさない場合も、委託契約の減額変更の対象ではないが、受託者は本業務の趣旨に鑑み、目標達成に向けて努力するものとする。
- 7) 本業務は、地域住民等による捕獲等の被害対策の体制を整備することを目的としている。このため、当該地域で活動している有害捕獲従事者（以下、「地元狩猟者」という。）を本業務の捕獲従事者に含めること。ただし、すべての捕獲場所で地元狩猟者の活動を求めるものではない。なお、地元狩猟者はシカ捕獲の経験者のない者が多いことから、適宜、技術指導を行うこと。
- 8) 捕獲があった場合には、下記のとおり記録するとともに、捕獲個体の尻尾を切り取り、冷凍の上、以下の書類とともに提出すること。
 - A) 捕獲個体記録票（別添様式）
 - B) 捕獲個体のアップ写真
 - ・捕獲個体は頭部が右側（足が下向き）の状態、捕獲個体が識別できるようマーキングし、捕獲個体の全身が写るように撮影すること。
 - C) 捕獲個体と捕獲従事者が写った写真
- 9) 捕獲個体は、前記に規定する記録を行った後は、と体・残滓を山野に放置することなく、法令等に従い適切に処理すること。

○業務内容で提案を求める事項

(1) 生息状況調査

(イ) 生息状況等の解析

- ・(1)の(ア)による撮影結果及び下記(2)の(イ)の捕獲実績等によるシカの生息状況及び行動域の調査及び分析について提案

(2) シカ被害対策の体制整備

(イ) 試行的捕獲の実施

- ・(2)の(ア)のシカ被害対策会議における検討や意見を踏まえ、

- ① シカ捕獲時の安全対策に関する指導内容について提案
- ② シカ捕獲にかかる確実に効率的な技術に関する指導内容について提案
- ③ ①及び②を踏まえた試行的捕獲を通じて、これ以上生息密度を高めない地域の捕獲体制の提案 ※銃による捕獲の提案が含まれても可

(3) 委託上限額

金 9,334 千円 (税込)

2 スケジュール

令和6年6月3日(月)	公募開始
令和6年6月14日(金)	説明会開催
令和6年6月19日(水)	質問受付締切
令和6年7月2日(火)	提出書類受付開始
令和6年7月22日(月)	提案書類提出締切
令和6年8月上旬頃	選定委員会
令和6年8月下旬頃	契約締結
令和6年8月下旬頃	事業開始
令和7年3月19日(水)	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、(9)を除き、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人で

- あって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 「鳥獣プロデータバンク」（環境省登録）
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html#oubo>
または、「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」（農林水産省登録）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_adviser/index.html
に登録している者が含まれていること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年6月3日（月）から令和6年7月22日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課野生動物グループ

住 所：大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

電話番号：06-6941-0351（内線2746）

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、動物愛護畜産課ホームページ

(<https://pref-osaka.cms8341.jp/cms8341/o120140/sikataisaku01.html>) からダウンロード

できます。（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和6年7月2日（火）から令和6年7月22日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

応募書類5部（正本1部、副本4部）、応募書類のデータを収めたCD-R等、及び、チェックリスト（様式12）は、郵送（当日必着）又は持参にて提出をお願いします。

大阪府環境農林水産部 動物愛護畜産課 野生動物グループあて

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）23階

※郵送後、必ず電話にて当課（06-6941-0351 内線2746）あて応募の連絡をお願いします。

（電話は平日午前10時から午後5時まで）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：5部（正本1部、副（コピー）4部））

イ 企画提案書（様式2：5部（正本1部、副（コピー）4部））

ウ 応募金額提案書（様式3：5部（正本1部、副（コピー）4部））

エ 事業実績申告書（様式4：5部（正本1部、副（コピー）4部））

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③ 委任状（様式7：1部）

④ 使用印鑑届（様式8：1部）

- カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部）
- キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
- ク ①法人登記簿謄本（1 部）
 - ・ 法人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- サ ニホンジカ被害対策実施事業に類似した業務実績がわかる書類（1 部）

過去 5 カ年の主な実績がわかるもの。実績がない場合は、該当なしで提出してください。
- シ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）
 - ① 常用労働者数が 43.5 人以上の事業主の場合
 - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 43.5 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
 - ・ 令和 5 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
 - （インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ② 常用労働者数が 43.5 人未満の場合
 - ・ 「障がい者の雇用状況について」（様式 10）1 部
- ス 暴力団排除措置規則第 8 条第 1 項に規定する誓約書（契約時）
 - 元請負人用（様式 11 その 1：1 部）、下請負人等用（様式 11 その 2：1 部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞令和6年度南河内地区ニホンジカ被害対策実施事業提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和6年6月14日（金） 午後3時から午後4時まで

(2) 開催場所

オンライン会議です。

オンライン会議システム Microsoft Teams を使用します。

（申込みいただいた方には別途視聴 URL をご連絡します。）

(3) 申込方法

電子メール（dobutsuaichiku-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp）で参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を明記の上、申し込みください。

※「件名」に「【説明会申込:令和6年度南河内地区ニホンジカ被害対策実施業務<企業名>】」。

※口頭、電話による申込みは受け付けません。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありません。

(4) 説明会への申込期限

令和6年6月10日（月）午後2時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から 令和6年6月19日（水） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：dobutsuaichiku-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 「件名」に「【質問:令和6年度南河内地区ニホンジカ被害対策実施業務<企業名>】」と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載したうえで、質問事項をお書きください。

なお、質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。

- イ 電子メール送信後は、必ず電話で着信の確認をお願いします。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで。正午から午後 1 時の間を除く)
- ウ 電話、FAX でのお問い合わせはご遠慮ください。
- エ 質問への回答は動物愛護畜産課ホームページ
(<https://pref-osaka.cms8341.jp/cms8341/o120140/sikataisaku01.html>) に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。
プレゼンテーション審査には、パワーポイント等の使用は可能です。(プロジェクター(HDMI 接続)は府が準備しますので、パソコン及び必要機材を持参してください。また、設定等は応募事業者が実施することとし、接続が出来ない場合は応募書類を用いて説明していただきます。)
なお、プレゼンテーション審査時の資料は、4 (2)の応募書類で説明してください。
- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
(1) 生息状況調査 (イ) 生息状況等の解析	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)の(ア)による撮影結果及び下記(2)の(イ)の捕獲実績等によるシカの生息状況及び行動域の調査並びに分析の提案内容が妥当であるか。 	12点
(2) シカ被害対策の体制整備 (イ) 試行的捕獲の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者との意見を踏まえ、 ① シカ捕獲時の安全対策に関する指導内容の提案(15点) ② シカ捕獲にかかる確実で効率的な技術に関する指導内容の提案(15点) ③ ①及び②を踏まえた試行的捕獲を通じて、これ以上生息密度を高めない地域の捕獲体制の提案(25点) ※銃による捕獲の提案が含まれても可 	55点
(3) 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年程度において、類似事業を受託した実績があり、当該事業の執行能力を有しているか。 	10点
(4) 事業に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の目的・内容を正しく理解しているか。 	10点
(5) 障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。また、常用労働者43.5人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているか。 	3点
(6) 価格点	<p>価格点の算定式</p> <p>{ 満点(10点) × 提案価格のうち最低価格 } ÷ 自社の提案価格</p> <p>※(参考) 委託上限金額を上回る提案価格の場合は点数に関わらず失格とする。</p>	10点
合 計		100点

(3) 審査内容の詳細

(1) 生息状況調査

(イ) 生息状況等の解析 (12点)

評価ポイント	シカの生息状況及び行動域等を府が研究を依頼している機関と連携した分析、解析がなされ、その上でシカ被害対策検討会議において当該分析等結果を踏まえた指導助言をすることが期待できる提案であるか。
得点 12	十分満足できる(12) 満足できる(9) 普通(6) 劣る(3) かなり劣る(1) 不足である(0)

(2) シカ被害対策の体制整備

(イ) 試行的捕獲の実施 (55点)

① 安全対策に関する指導 (15点)

評価ポイント	捕獲従事者自身や第三者等に対して、しっかりとした安全対策を指導する提案であるか。
得点 15	十分満足できる(15) 満足できる(12) 普通(9) 劣る(6) かなり劣る(3) 不足である(0)

② 確実に効率的な技術に関する指導 (15点)

評価ポイント	捕獲については、捕獲従事者が理解し、継続的に実施可能な技術内容(実施方法・技術研修内容、実施体制・人数、実施の流れ・スケジュール等)を指導する提案であるか。
得点 15	十分満足できる(15) 満足できる(12) 普通(9) 劣る(6) かなり劣る(3) 不足である(0)

③ 試行的捕獲を通じた地域の捕獲体制整備 (25点)

評価ポイント	地域の捕獲体制整備にかかる提案は、汎用性(地域に根付く・地域が納得する)や継続性(長続きする)を重視した体制整備を構築する提案であるか。
得点 25	十分満足できる(25) 満足できる(20) 普通(13) 劣る(7) かなり劣る(3) 不足である(0)

(3) 事業実績 (10点)

評価ポイント	提案者において、過去5年間程度に類似事業を受託した実績等はあるか。
得点 10	十分満足できる(10) 満足できる(8) 普通(5) 劣る(3) かなり劣る(1) 不足である(0)

(4) 事業に対する理解度 (10点)

評価ポイント	当該業務の目的・内容を正しく理解している提案内容か。
得点 10	十分満足できる(10) 満足できる(8) 普通(5) 劣る(3) かなり劣る(1) 不足である(0)

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を動物愛護畜産課ホームページ (<https://pref-osaka.cms8341.jp/cms8341/o120140/sikataisaku01.html>)において公表します。
応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。
- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
 - ② 全提案事業者の名称 * 申込順
 - ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
 - ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
 - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
 - ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

- 次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

【位置図】 センサーカメラ設置地点（既設）及び捕獲実施区域

